

# わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

—財政状態変動表の制度化について—

長 嶋 義 貴

## 1 ディスクロージュア制度の拡充

情報化社会 (informative society) といわれる今日、経済情報 (economic information), 市場情報 (marketable information) 産業情報 (industrial information) から経営情報 (managerial information), 財務情報 (financial information) 等々、おびただしい情報の渦中で、人々はそれらを取捨選択して多角的な意志決定を行っている。

資本市場 (capital market) を通して広衆から資本を調達し、その運用過程において国民の生活に必要な給付を提供している企業は、資本主義社会における営利企業といえども、自社の利益追求にのみ奔走する活動は、現代の市民社会には到底受け入れられるものではない。

現代の企業は、生産および分配の社会的分業 (social division of labor) の構成員としての社会的役割と責任とを有する社会制度 (social system) としてのみ、その存在が要請されるのである。

したがって、企業は投資者 (investor), 債権者 (creditor), その他経営活動に係る利害関係者 (the persons interested) のみならず、給付の消費者である一般国民に対して、自らの経営実態 (たとえば、製品値上げに際しての原価の公表) を一定のルール (rule) にしたがって開示 (disclose) することにより、その社会的責任 (social responsibility) が解除されるものと考える。

## わが国の会計上におけるディスクロージュ制度の拡充

近年、企業の経営多角化<sup>(1)</sup>、国際化、さらには多国籍企業の出現によって企業の社会性が一段と増大し、社会的責任と国際的責任に対する要請は、結果としてディスクロージュ制度 (disclosure system) の拡充への行動となって表われている。

その事例として、中間事業報告書による経営実態の開示<sup>(2)</sup>、連結財務諸表 (consolidated financial statements) の制度化<sup>(3)</sup>などをあげることができる。

こうした傾向は、利害関係者の多様化、情報利用者の多元化とともに、今後ますます強まるものと考えられる。その一方において、わが国における最近の企業倒産は、資本の額、負債額ともに大型化し、そのたびに一般投資家は甚大な損害を被り<sup>(4)</sup>、ほとんどが泣き寝入りの状態である。

倒産の原因は、多角化にともなう過剰設備による経営破綻、経済不況による経営の行き詰まり等さまざまであるが、概して無定見な放漫経営による場合が多い。

なかには、表面的には平静を装いながら、数か月前から会社更生法適用の申請日を定めておくという、いわゆる計画倒産の事実さえ見聞きする昨今である。

こうした危険を事前に察知し、一般投資家の実害を最小限に食い止める手立ては、ディスクロージュ制度の拡充以外にないと考える。

わが国においては、ややもすると伝統的財務諸表である損益計算書 (profit and loss statement) および貸借対照表 (balance sheet) から入手される会計情報に対する過度の信頼から、投資者の損害を招く場合が多くみられる。こうした状況にかんがみて、一定期間の資金フロー (flow) を動態的に把握するための新たな報告書として財政状態変動表 (statement of changes financial position, 以下、単に「変動表」と略称する) の導入がさけばれている。

変動表は、国際的にはすでに基本財務諸表としての位置づけがなされ、APB Opinion No. 19 および国際会計基準第7号、以下、単にIAS 7と略称する。)において、その詳細な説明と作成基準が示されている。

変動表を何らかの形で導入している国は、すでに制度化されている国を含めてその数は数十か国におよんでいる。

## わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

わが国においては、1978年（昭和53年）4月に日本公認会計士協会会計制度委員会から「財政状態変動表について」と題する答申がなされ（以下、単に協会「答申」と略称する。），徐々にその制度化への機運が高まりつつある。

既述のようにわが国の企業は、経営規模の拡大化、国際化の一途をたどり、それにともなって企業が提供する会計情報は、ますます複雑、多様化の傾向にある。したがって、情報利用者側においては相当程度の専門的知識と理解力を備えて、数種の財務諸表の計数を総合的に観察することによって、企業の収益性、流動性を判断しなければならない現実に迫られている。

そこで、今日の損益計算書および貸借対照表から得られる情報だけでは、現在の多様化した企業活動を的確に判断し、意志決定（decision making）するにはあまりにもマクロ的でありすぎる。

今日の会計は、実現主義（realization basis）にもとづいて収益を認識計上している。したがって、掛売上高は代金回収がなくとも収益に計上される。そのため、相当額の収益が計上されていても資金ショート（funds short）を生じ、債務や配当金の支払いに支障をきたすことも考えられる。かといって、経済理論的に収益を発生主義（accrual basis）によって計上するならば、一層、現金の回収性に予見と危険性がともなう結果となり、損益計算書の数値はいよいよもって収益性に対する証明力を失うことになる。

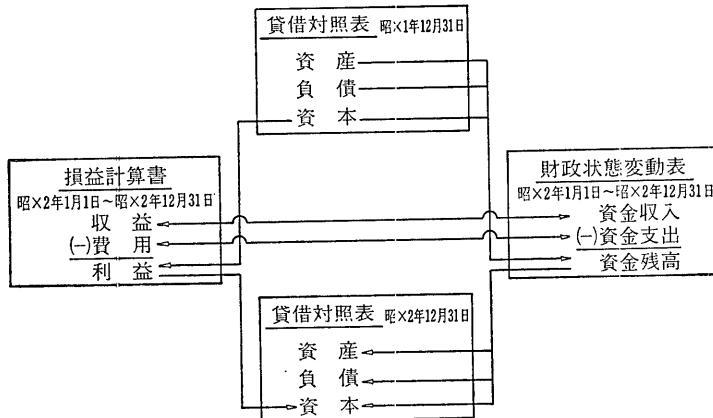
また、貸借対照表に対しては、一般的には企業の金融性および流動性に関する情報が求められる。しかし、貸借対照表は一定時点における財政状態を明らかにするものであるから、金融性および流動性に関する情報も一時点の状態を表示するにすぎない。

実際には、資金の調達と、その運用過程は、相関関係において流動しており、その過程を一定期間に区切って動態的に把握しなければ、流動資産と流動負債の増減（あるいは、その差額としての運転資本）を明示することは困難である。

いうなれば、変動表は損益計算書および貸借対照表と三位一体となって、投資者等が誤りなく意志決定をするための有用なる資金情報を開示する必要不可欠な

わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充  
報告書である〔表-1〕。

〔表-1〕貸借対照表・損益計算書・財政状態変動表の関係



鎌田信夫教授稿「資金会計」企業会計、1977、Vol 29、p. 148.

われわれは、財務諸表が本来の目的である利害調整機能を十分に発揮するため  
に、個々の財務諸表のもつ固有の機能と、その限界を明確化した上で、新たなデ  
ィスクロージュアの要請に対応する必要があろう。

こうした意味で変動表の制度化に次いで、物価変動会計<sup>(5)</sup> (changing price accounting), セグメント別財務報告<sup>(6)</sup> (financial reporting for segments) 等の制度化を図る必要があると考える。

企業は、より組織的な財務諸表を媒体として、より適正な会計情報を開示する  
ことに努めなければならない。

折しも、法務省法制審議会の商法部会において「会社の計算・公開制度」に関する問題点の検討が進められている現在、ディスクロージュアの適正性と、ディスクローズすることの限界を見きわめつつ、今後のるべき方向性を探ることは、あながち無意味なことではないと考える。

本稿は、こうした観点に立って財政状態変動表または資金運用表 (statement

## わが国の会計上におけるディスクロージュ制度の拡充

of source and application of funds)について、すでに制度化されている国の実情およびIASを参照しながら、わが国の現行制度への導入にあたっての問題点を検討し、制度化の必要性を明らかにしたいと考える。

変動表の歴史はまだ浅い。しかしながら、変動表は損益計算書や貸借対照表では開示できない有用な会計情報を提供する。上記の2つの財務諸表からは、ただちに明らかにされない重要な情報がなお存在する。

染谷恭次郎教授は、次のように述べている<sup>(7)</sup>。「企業は、その経営活動からどれだけの資金を得たか、あるいは、どれだけの資金を使ったか、企業はどのような方法で資金の調達を行ったか、また、これをどのような用途に向けたか、こうした情報は損益計算書や貸借対照表から十分に明らかにされることがない。変動表は、投資者、債権者などが経済的意志決定を行うために欠くことのできない、こうした重要な情報を提供する。」

すでにアメリカをはじめ、カナダ、イギリスなど多くの国で変動表が制度化されているなかで、筆者は主にわが国のディスクロージュ制度の拡充に視点をおいてのべるが、実は、ディスクロージュの徹底は、制度化以前に、利害関係者の自覚と企業経営者および監査の任にある公認会計士の公正なる倫理観の高揚なくしてありえないことを付記したい。

### (注)

- (1) わが国主要企業104社の経営多角度（総売上高に占める兼業部門売上高の割合）をみると次表のとおりである。

多角度の推移 (%)

業種	年度	41年	48年	51年	10年間の上昇幅
主要企業 104 社 合計		18.9	22.8	24.4	5.5
製造業 (69 社)		21.3	25.4	27.3	6.0
非製造業 (35 社)		6.4	9.7	7.5	1.1

〔出所〕：三和銀行調査部

昭和48年、第1次オイルショック以降の3年間をとってみても1.6ポイント上昇し、

## わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

総売上高の $\frac{1}{4}$ を兼業部門が占めるにいたっている。(詳しくは、三和銀行調査部発行「今月の問題点」1977年4月を参照されたい。)

(2) 1974年(昭和49年)の商法改正にもとづき、年1回決算の会社が圧倒的に多くなった。昭和52年3月、大蔵大臣の諮問に対して、企業会計審議会は「半期報告書に開示すべき中間財務諸表に関する意見書」を答申し、これに沿って法令の整備、改正が行われ、昭和52年9月中旬決算から中間財務諸表制度が実施され、同時に中間監査制度も導入されることになった。

中間決算に関する法規定は次のとおりである。

### ① 商 法

直接的規定は見当らないが、商法第293条の5の中間配当に関する規定とのかかわりから、中間決算を行うことが一般的な考え方であり、かりに中間配当を実施しない場合においても、株主に対して半期決算の内容が送付されることは、中間配当の実施が不可能な状況の説明資料になるものと思われる。

### ② 証券取引法

証券取引法第24条の9第1項において、大蔵大臣に有価証券報告書の提出義務のある1年決算の会社は、事業年度ごとに半期報告書を提出しなければならないとされている。

### ③ 税 法

法人税法第72条において、中間報告書の提出義務のある会社は、前年度の実績にもとづく予定申告を行うことが原則であるが、これによらないで仮決算を行って中間申告をすることもできるとされており、その仮決算手続を基本通達1-6-1他で明らかにしている。

(3) 1977年(昭和52年)4月1日以降開始される事業年度から証券取引法の適用を受ける会社が公表する個別財務諸表の添付書類として、連結財務諸表の提出が義務づけられた。(その第1回連結決算の状況については、拙稿、わが国のディスクロージュア制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題—昭和53年3月期の連結決算情報を検討する—、中央学院大学論叢第13巻、第2号、1977を参照されたい。)

(4) 日本熱学と永大産業は倒産によって株式の大暴落を演じ、多数の投資者が多大な損害を被った。

項目 会社名	最高値	倒 産 時	最 低 値 (整理ポスト)	資 本 の 額 (倒 産 時)
日本熱学	1,500円	昭和49年5月20日 690円	昭和49年8月20日 8円	10億1,800万円
永大産業	1,100円	昭和53年2月21日 56円	昭和53年5月22日 10円	77億4,300万円

### わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

上記の2社は、いずれも時流にのって急成長を遂げ、一時は優良株ともてはやされただけに倒産によるショックは大きかった。

倒産時の株価は、通常、売り気配のまま値がつかず投資者は売る機会を失ってしまい株券は一片の紙切れと化してしまう。

こうした危険を事前に察知するためにはディスクロージュア制度の改善、充実を図る以外に方法はない。株式市場の信頼を維持するためにも是非必要なことである。

(5) 物価変動会計の制度化に関する問題は、1977年（昭和52年）5月24日、大蔵大臣の諮問を受けて企業会計審議会が特別部会を設置して審議に入り、同年12月に中間報告を行う予定になっていた。しかし、多くの未解決問題をかかえたまま報告書を出すにいたらなかった。（日本経済新聞「動き出したインフレ会計」1977年（昭和52年）12月13日～17日）

(6) わが国の企業会計原則、損益計算書原則二「損益計算書の区分」のA第2項は、「二つ以上の営業を目的とする企業にあっては、その費用及び収益を主要な営業別に区分して記載する」と間接的な表現ながら事業別損益の開示を求めている。

一方、証券取引法における財務諸表規則第71条は、「二つ以上の種類の事業を営む場合における売上高および売上原価に関する記載は、事業の種類ごとに区分することができる。」として任意規定の形をとっている。そのため、わが国において事業部別に損益を区分して損益計算書を作成、公表している企業は見当らない。

(7) 染谷恭次郎教授稿「財政状態変動表の開示」産業経理、Vol. 39, No. 1, JAN, 1979, p. 8.

## 2 「資金運用表」から「変動表」への経緯

変動表は、1つの会社あるいは親子関係にある会社の1グループの1事業年度における財政状態（financial condition）の変動を明らかにするため、経営活動に必要な資源の調達と投下された使途に関する情報を体系的かつ組織的に要約表示することを目的として作成されるものである。

経営活動の1時点における資源の変動の結果と、損益計算書に表示されている営業成績の結果とを開示する報告書として、従来から貸借対照表が作成されてきたが、1事業年度の財務的変動の経緯を明らかにする変動表は、対象は同一であっても両者から得られる各々の会計情報は異なった有用性をもつものである。

## わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

変動表は、貸借対照表と損益計算書の双方に係りをもつものであり、両者の補完関係において、その機能を果すものである。

変動表は、当初、「資金運用表」「資金計算書」あるいは単に「資金表」等と称されていた。

AICPA (The American Institute of Certified Public Accountants) が、1963年10月に公表した APB Opinion No. 3 「資金の源泉および運用表<sup>(1)</sup>」においても、1976年6月2日に IASC (International Accounting Standards Committee) から公表された Exposure Draft 7 「資金の源泉および運用表(案)<sup>(2)</sup>」においても、ともに「資金運用表」という名称を使用している。

その後、1971年3月に発表された APB Ooinion No. 19 「財政状態変動の報告<sup>(3)</sup>」において、その名称を「変動表」と改称することが勧告された。

さらに、1977年10月1日に公表された IAS 7 においても、「変動表」とすることが適当であるとされた。

従来、「資金運用表」は、主に経営計画の一環としての資金管理の手段として企業内部において用いられた。

たとえば、短期の資金管理の用具として「資金繰表」が作成され、そこでは資金概念を現金預金と定めた場合、当該資金の増加を源泉とし、減少を当該資金の運用として捉えて記載したのである。

また、中期ないし長期の資金管理には、運転資本を資金概念と定めて資金計画表を作成してきた。この場合、現金預金による債権の回収、または債務の支払は資金繰表においては資金の増減をもたらすものとして、これを資金の源泉または運用として捉えるが、資金計画表は資金の増減とは無関係であるために記載されることがない。

また、企業の財政状態に重要な影響を与える取引でありながら、現金預金、運転資本のいずれの資金概念を採用した場合でも記載事項として取扱うことのできない、

- ① 新株式の発行による子会社株式の取得

## わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

(借方) 子会社株式××× (貸方) 資本金×××

### ② 転換社債の普通株式への転換

(借方) 転換社債××× (貸方) 資本金×××

等の事項は、従来の資金収支を対象とする思考から財政状態の変動を対象とする思考への移行によって解決されるにいたった。

IAS 7 は、その序説において以上の趣旨を次のように述べている<sup>(4)</sup>。

This Statement deals with the presentation of a statement which summarises for the period the resources made available to finance the activities of an enterprise and the uses to which such resources have been put. The title "Statement of Changes in Financial Position is descriptive of a statement with that objective."

ここに、資金運用表が廃止され、代わって変動表の開示制度が定着した所以がある。

### 注

- (1) "The Statement of Source and Application of Funds" The Accounting Principles Board Opinion No. 3. The American Institute of Certified Public Accountants, 1963.
- (2) "The Statement of Source and Application of Funds," Exposure Draft 7, International Accounting Standards Committee, 1976.
- (3) "Reporting Changes in Financial Position", The Accounting Principles Board Opinion No. 19. The American Institute of Certified Public Accountants, 1971.
- (4) "Statement of Changes in Financial Position," International Accounting Standard 7, 'Introduction' 1, IASC, 1977.

## 3 「変動表」の発展

### (1) アメリカにおける「変動表」の開示

## わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

変動表の原始的形態は、1908年アメリカにおいてコール（William M. Cole）が著した「勘定—その構成と解釈<sup>(1)</sup>」のなかに求めることができる。

初期においては、比較貸借対照表の分析資料として用いられていたが、1940年代に入ると年次報告書に変動表を含める会社が次第に増えてきた。

1950年以降、変動表は会社の財務報告制度の重要な一部として作成されたが、資金概念の多面性から利用目的が多岐にわたり大きな混乱を招くこととなった。

その対策として1961年に AICPA から「会計調査研究」第2号が発表された<sup>(2)</sup>。当時、「キャッシュ・フロー」(cash flow) という概念が広く用いられるようになり、「会計調査研究」第2号は資金概念に対する新たな展開をもたらしたといえる。

AICPA は、この「会計調査研究」第2号を手掛りとして、1963年10月に APB Opinion No. 3 「資金の源泉と運用に関する計算書」を公表した。

その大要は次のとおりである。

- ① 会社が資金を獲得する場合の源泉および、その使途に関する情報は、営業活動および投資の意志決定に影響する種々の目的のために有用である。この情報のうちのある部分は財務諸表により明らかにされる。資金源泉運用表が役立つのは、財務諸表からは通常得られない、その他の情報を提供することと、資金の流れに関する明瞭な情報を提供するためである。資金源泉運用表は損益計算書にとって代わることはできないが、それ自体で意味のあるある種の取引、すなわち資金の流れに影響する取引の有用かつ意義ある要約を提供することができる。
- ② 資金源泉運用表は財務報告の補充的情報として表示されるべきものである。かかる情報を加えることは、強制しないが独立会計士の報告書の範囲に入れるべきかどうかについては会計士の任意とされている。
- ③ 資金源泉運用表に記載する取引の種類は相対的重要性において、その期によって大きくなることもある。その結果、期ごとの項目の配列の継続性、および報告企業間の配列の統一性は、貸借対照表または損益計算書の場合よりも重要性が少ない。資金源泉運用表では、この計算書に記載した期間の、より重要な財政上の事象を開示し強調することが望ましい。

APB Opinion No. 3 は、③にのべたように資金源泉運用表における項目の配列等の“形式的継続性”は、貸借対照表や損益計算書ほど重要性は少ないとしてい

わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充  
る。

APB Opinion No. 3 は、 主要な証券取引所の支持を受けるようになり、 また、 実業界で広く受け入れられるようになった結果、 株主への年次報告書に変動表を記載する会社数が著しく増加するにいたった<sup>(3)</sup>。

こうして資金の源泉と使途に関する情報の有用性が広く認められるようになった結果、 1971年3月、 AICPA は Opinion No. 19 「財政状態変動の報告」 を発表した。

APB Opinion No. 19 は、 すべての営利企業に対し、 変動表の開示を要求し、 その大要を次のように述べている。

- ① 企業の資金調達および資金投下活動と財政状態の変動に関する情報は、 財務諸表の利用者、 とくに株主または事業主、 あるいは債権者が経済的意志決定を行なうにあたって欠くことはできない。 貸借対照表および損益計算書が公表される場合は、 損益計算書が作成される期間ごとに財政状態の変動を要約して表示する計算書も同時に1個の基本的財務諸表 (fundamental financial statements) として発表しなければならない。(傍点筆者)
- ② 変動表は、 損益計算書および貸借対照表の双方に関連するものであり、 期中における資金の流れと財政状態の変動について、 他の財務諸表が提供しないか、 または間接的にのみ提供する情報を示すことが意図されているものである。

APB Opinion No. 19 は、 各事業年度の企業の財政状態を示す貸借対照表と当該期間の経営成績を明らかにする損益計算書に加え、 変動表に対し当該期間の資金調達とその運用を明示するとともに前期末と当期末の貸借対照表に示された財政状態の推移を明瞭に解明する有用な会計情報を提供する報告書であるとの位置づけを与えたのである。

換言すれば、 損益計算書は2期間の貸借対照表を経営成績の側面から結びつける報告書であり、 これが三位一体となって総合的財務諸表体系を形成するという結論に達したものということができる。

## わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

変動表の内容については、APB Opinion No. 19 が基本的な基準を設け、SEC の Regulation S-X, Rule 11A においては、①資金の源泉 ②資金の使途 ③差引、資金の増減、に区分して表示すべきであるとしている。

なお、SEC は、1970年に変動表を株主に対して送付する年次報告書(annual report)に記載すべく義務づけている<sup>(4)</sup>。

### 注

- (1) William M. Cole, Accounts, their construction and interpretation, Boston, 1908.
- (2) "Cash Flow Analysis and The Funds Statement, Accounting Research Study No. 2, The American Institute of Certified Public Accountants.
- (3) 調査対象 600 社のうち、資金源泉運用表を公表開示した会社は、1965年 458 社、1966年 503 社、1967年 524 社、1968年 535 社と着実に増加している。その殆どが公認会計士の監査を受けていると報じている。  
Accounting Trends And Techingues, AICPA, 1969.
- (4) SEC "Adoption of Article 11 Amending Regulation S-X relating to content of statements of source and application of funds," Accounting Series Release No. 117, 1970.

### (2) カナダにおける「変動表」の開示

カナダは、すでに1960年代において、カナダ勅許会計士協会(The Canadian Institute of Chartered Accountants, 以下、単に CICA と略称する。)の勧告と立法措置によって、資金運用表の制度が確立した。そして1974年には、CICA の勧告によって変動表と改称され、ここに基本財務諸表として、その開示が義務づけられた。

また、カナダ連邦会社法およびオンタリオ州会社法には、変動表を会社の株主に対する年次報告書中に記載することが規定され、さらに証券委員会も上場会社に対して、同様の措置を要求している。

こうして、カナダはアメリカに次いで変動表による資金情報の開示を定着させたのである。

## わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

### (3) イギリスにおける変動表の開示

1974年4月、イギリス最大の会計士協会であるイングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants in England and Wales, 以下、単に CAEW と略称する。) は、変動表に関する「公開草案13号」を発表した。

イギリスにおける変動表に関する会計実践は、それまで殆どみられず1970年4月、CAEW から公表された「会計基準設定の5か年計画」のなかにも変動表に関する計画はみられなかった。こうした状況のなかで CAEW は、「公開草案13号」について1975年7月、会計実務基準のステイトメント第10号「資金の源泉と用途に関する計算書」を公表した<sup>(1)</sup>。

その内容は、変動表を基本的な財務諸表とする会計慣行を定着させ、その際の基本的な公開表示基準を規定するというものであった。それは従来の財務諸表体系に手を加えることを意図するものであり、イギリスにおけるディスクロージュア制度の変革ということができる。

こうしたイギリスの急進的動向の背景には、アメリカの APB Opinion No. 19 が大きな影響を与えていると考えられる。それを実証するものとして1971年から1974年にかけて変動表の年次報告書記載会社が急激に増加している。

「会社実務基準のステイトメント」第10号の公表は、こうした実務界の動向に沿って、1976年1月1日以降開始する事業年度から、イギリスの会計制度に変動表の導入を義務づけたものとして大きな意義をもっている。

#### 注

- (1) "Statements of Source and Application of Funds," Statement of Standard Accounting Practies No. 10, Institute of Chartered Accounts in England and Wales, July 1975.

### (3) その他の諸国における「変動表」の開示

現在、変動表を公表財務諸表に何らかの形で含めている国は数十か国によんでいる。

## わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

日本公認会計士協会会計制度委員会の調査によると、概略次のとおりである。

株主への報告用の財務諸表に変動表を含めることの実務慣行について

(a) 含めることが要求されている国

　　または含める実務が多い国 16か国

(b) 含める実務が一部で行われている国 24か国

(c) 変動表の作成実務がない国 6か国

調査対象となった国 46か国<sup>(1)</sup>

調査対象となった46か国のうち、約90%の国が変動表を何らかの形で作成開示している事実は注目に値する。

### 注

(1) (a)に該当する国

アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダ、スウェーデン、メキシコ、ニュージーランド、パナマ、ペルー、フィリピン、南ア連邦等の16か国

(b)に該当する国

フランス、西ドイツ、オランダ、デンマーク、ノールウェー、イタリア、スペイン、アルゼンチン、ブラジル、チリー、コロンビア、ウルグアイ、インド、イラン、ジャマイカ、マレーシャ、パキスタン、シンガポール等の24か国

(c)に該当する国

日本、ベルギー、スイス、ギリシャ、ケニア、ザイールの6か国

\*先進国と称される国の中でも、変動表の制度がないのは日本だけである。辰巳正三氏稿「財政状態変動表」、企業会計、Vol. 30, No. 12, Nov. 1978, p. 158.

## 4 「変動表」に関する国際会計基準

(1) 開示制度の国際化と国際会計基準の遵守

変動表の発展は、アメリカにおいて1963年の APB Opinion No. 3 をへて、1971年の APB Opinion No. 19 にいたり、基本財務諸表の1つとされ公認会計士の監査対象とされたことに始まる。その間の1970年には SEC も株主に対する

## わが国の会計上におけるディスクロージュ制度の拡充

年次報告書に記載することを義務づけている。

こうしたアメリカの影響をうけて、早くから実務慣行が成立していたカナダをはじめとして、イギリス、ノールウェー、オランダ、スウェーデン等ヨーロッパ諸国にも影響を与え、さらにオーストラリア、ニュージーランド、フィリピン、南ア連邦へと、その輪が広がっていったのである。

1973年には、カナダ、イギリスおよびアメリカの職業会計士団体が共同して作った Accountants International Study Group (以下、単に、AISG と略称する。) は「資金運用表<sup>(1)</sup>」の調査報告書を発表した。

既述のようにアメリカ、カナダに立遅れていたイギリスは、1975年 CAEW が会計実務基準のステイトメント10号「資金の源泉と使途に関する計算書」を公表し、変動表は財務諸表の一部として認められるにいたった。

このようにして変動表の開示制度が国際化した事実を基に、IASC は、1976年6月2日 Exposure Draft 7 「資金の源泉および運用に関する計算書(案)」を公表した。

爾来、本草案に対して世界各国から寄せられた改善のための意見を IASC において検討した結果、IAS7「財政状態変動表<sup>(2)</sup>」のとおり確定し、これを1977年10月1日に公表したのである。

IAS 7 は、1979年1月1日以降開始する事業年度に係る財務諸表について発効したのであるから、わが国においても本基準を遵守し、変動表の制度化を急がねばならないと考える。

IASC は、1973年6月29日に設立され創立総会において調印された「合意書」によって加盟国は IAS を遵守すべき責務を負うこととなり、わが国の公認会計士協会も会員として、その一端を負うところとなった。

すなわち、1974年3月6日付で公布された「国際会計基準に関する趣意書」の3に会員の責務について次のように規定している。

- (a) 当委員会が公表する基準を支持すること。
- (b) 以下の事項につき最善の努力を払うこと。

## わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

- (i) 公表される計算書をこれらの諸基準に準拠して作成させ、または、それよりの離反の程度を注記させること、ならびに、政府機関、証券市場統制機関および産業界に対して公表される計算書が、これらの諸基準に準拠して作成されるように説得すること。
- (ii) 監査人をして、計算書がこれらの諸基準に準拠して作成されていることを確かめさせること。計算書がこれらの諸基準に準拠していない場合には、監査報告書において計算書中の離反の注記に言及するか、または、その離反の程度を指摘しなければならない。
- (iii) 上記(ii)の要件を満たさない監査報告を行った監査人に対しては、実施可能なかぎり速やかに適切な措置をとること。
- (c) これらの諸基準が国際的にも同様に、一般に承認され遵守されるよう努力すること。  
以上の規定が空文化することのないよう、わが国においてもその趣旨に沿って努力がはらわれるべきである。

### 注

(1) "The Funds Statements" Current Practices in Canada, the United Kingdom and the United States, AISG March 1973.

(2) 国際会計基準第7号の内容

IAS 7「財政状態変動表」は「序説」、「解説」および「国際会計基準」の3つの部分から構成され、その中で最も重要なIASは、第20項から第23項に示されている。  
各項目の内容は次のとおりである。

#### 序 説

第1項 財政状態変動表と呼称することの妥当性

#### 解 説

第2項 開示制度の国際化

第3項 作成目的および有用性

第4項 資金の用法（現金、現金および等価物、運転資本）

第5項  
} 営業活動における資金の獲得と使途ならびに、その収支差額に関する情報  
第8項

## わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

第9項  
第11項} 上記以外の活動による資金の源泉および使途に関する情報

第12項 連結財政状態変動表

第13項  
第15項} 持分法を適用した場合の投資利益（配当金）の処理法

第16項  
第17項} 子会社の取得または処分額の表示方法

第18項  
第19項} 表示方法

〈国際会計基準第7号〉財政状態変動表

第20項 財務諸表の1部として作成開示することの必要性

第21項 資金源泉による区分開示

第22項 資金概念の多様性と表示様式

発効日

第23項 この「国際会計基準」は、1979年1月1日以降に開始する期間に係る財務諸表につき発効する。

## 5 「変動表」の作成目的

変動表に対する要請は、こんにち多くの支持を得ている伝統的な財務諸表を以てしても、なお開示することのできない企業の流動性（支払能力）を測定開示することにはかならない。

現在、損益計算書と貸借対照表は、企業の経営成績と財政状態を表示する主要な財務諸表として重要な機能を有している。

すなわち損益計算書は、一定期間の経営活動の展開の過程で獲得した収益と、それに対するコスト(cost)のフローを、その差額としての純利益とともに表示し、投資者など内外の利害関係者の意志決定に資する有用な情報を開示している。

こんにちの投資形態からみて、投資者の企業に対する関心事は、現在および将来における企業の収益性である。

投資者は、収益力の向上によって増配を期待し、株価の値上りを見越して投資

わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充をする場合が一般的である。

証券市場における株価が、企業の決算発表や「決算短信」で開示される収益力の動静に対して敏感に反応するのはそのためである。

こうした意味において損益計算書は、基本的な財務諸表の中心を構成するものといえる。

また、貸借対照表は、前期と次期の損益計算を連結するものであり、そこに収容される資産、負債は当期の損益計算の対象とならず次期以降の期間の収益、費用として解消するか、あるいは収入、支出として解消するものである。

したがって貸借対照表は、期間損益計算を行う場としての損益計算書に主体性または独立性を与える、さらに次期以降の損益計算を可能ならしめるという重要な役割を果している。

また他の見解によれば、貸借対照表は資本の調達源泉と、その運用過程における一定時点の各種財産のコストを表示するものと解釈される。

このように伝統的な財務諸表は、経営活動のワン・サイクル (one-cycle) における経営成果を明らかにするとともに、次期以降の経営活動において費消される財産のストック状態を表示するものである。

かかる伝統的な財務諸表の有する損益計算機能は、企業の収益力の評価に関しては投資者に十分な情報を提供しうるが、企業の永続性および安全性を支える流動性ないしは支払準備力に関する情報は十分に開示することはできない。

期間計算を前提とする発生主義にもとづく原価主義会計では、収益の増加は、現金収入の増加に直結しない。すなわち、売上は現金売上のほかに、前期の前受によるものと次期に収入される掛売が含まれる。

費用も、減価償却費のように現金の支出を伴わないものもある。したがって当期純利益の倍増は支払準備力の倍増を意味するものとはかぎらない。

“勘定合って錢足らず、勘定合わず錢余る”など、利益と現実の支払能力のギャップ(gap)は伝統的な財務諸表に開示する情報によっては十分に説明することはできない。

## わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

返済能力を超えた借入による無定見な設備投資、それに伴う金利負担による財政圧迫、企業倒産は、このような原因により債務の支払不能という事態に追い込まれた結果に基因する場合が多い。

企業の安全性および将来性は、収益力に関する情報と併せて当該期間の経営活動により流入した資金総額や流出した投資総額、あるいは新株や社債の発行による資本の調達およよ償還等、資金フローに関する情報開示が必要である。

変動表は、企業倒産を未然に防ごうとする経営管理者および事前に察知しようとする投資者にとって、利用可能な新しい資金源泉と、それをいかなる用途に充当したか、あるいは配当の予測をするなどに有用な過去の財務的業績の要約を示すものである。

APB Opinion No. 19<sup>(1)</sup> は、変動表の目的に関して次の 2 点を指摘している。

- (1) 企業が期中の営業活動から獲得した資金をも含めて、資金調達および資金投下活動を要約すること。
- (2) 期中の財政状態の変動を十分に開示すること。

また、カナダ、イギリス、アメリカの職業会計士団体の AISG による ‘The Funds Statement’ において、資金運用表の目的を次のように要約している。

- (1) 資金運用表の目的は、会計期間における企業活動のための資金手当をどのように行ったか、また、いかにその資金源泉を利用したかに係る情報を示そうとするものである。このことは、損益計算書や貸借対照表からは到底そのすべてを得られるものではない。
- (2) 資金運用表は、企業の財務活動の報告書であり、かつ営業活動を財務活動の面から分析しようとするものである。またそれは、財務諸表の読者が報告された営業成績の解説や、企業の資源を効果的に活用しているか否かの評価をくだす際に役立るものである。
- (3) 資金運用表は、経営者や投資者、アナリスト等が発する以下の質問に答えうるものである。
  - ア. 当期利益は、どのような特定の目的に対して再投資されたか。
  - イ. 当期利益から配当できる配当能力は、どうだったか。
  - ウ. 赤字にもかかわらず、どうして配当をなしうるか。
  - エ. 運転資本は、どのように調達されたか。

### わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

- オ. 新株発行や社債発行によって調達した資金は、どのように運用されたか。
  - カ. 固定資産の売却によって調達された資金は、どのように運用されたか。
  - キ. 固定資産および子会社への新規投資や債務返済に要した資金の手当はどのようにしたか。
- (4) 債権者の立場からの関心事は資金の返済が期限通りなされるが否か。返済は現金でなされるから企業の返済能力は企業が必要資金をいかに捻出しているかによる。したがって、よくまとまった資金運用表は、債権者に対して企業の返済能力を評価する際に役立つものである。
- (5) 数年間の比較資金運用表は、読者に対して当該企業の資金繰りの方法や配当方針に関する情報を提供する。さらには将来における現金ならびに運転資本の必要性も読みとくことができるものである。

変動表の具体的有用性については、そのほかに流動比率等の財務健全性に関する諸比率がなぜ変化したのか、その背後には企業のいかなる活動があったのかを説明できること等をあげることができるが、採用する資金概念、作成方法や様式等によって、その重点を異にする。

いずれにせよ、当該期間の資金フローに関する情報が開示されることによって、投資者等の意志決定動が助長されることとは明白である。

#### 注

- (1) "The Reporting Changes in Financial Position," 4, The Accounting Principles Board Opinion No. 19, The American Institute of Certified Public Accountants, 1971.

## 6 資金概念

変動表の作成にあたって、もっとも重要な問題の1つは資金概念をどのように理解するかである。

変動表は、表示目的の基礎をなす資金概念によって提供しうる情報の内容が大きく異なってくる。

そもそも変動表は、当初比較貸借対照表の分析手段として作成されたものであ

## わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

るため特に使用される資金概念について厳密な解釈を与えることはしなかった。

資金概念について論議されるようになったのは1940年以降のことであり、いまだ明確な定義はなされておらず、その具体的有用性の見地から多様な資金概念が示されている。

ちなみにカナダ、イギリスおよびアメリカの AISG による調査報告書「資金運用表」の第33項は、資金概念として次の 9 項目をかかげている。

- (1) 運転資本
- (2) 当座資産一流動負債
- (3) 現金預金十受取手形十市場性ある有価証券一流動負債
- (4) 現金預金十受取手形十市場性ある有価証券一短期銀行借入金
- (5) 現金預金十受取手形十市場性ある有価証券
- (6) 現金預金
- (7) 総資本
- (8) 株主持分
- (9) 公称資本金

実務上では、資金概念として現金預金 (cash and cash equivalents) または運転資本 (working capital) を採用する場合は多い。

わが国の場合、比較的自己資本構成比率が低い企業が多いため、いわば“調達された現金預金の要約表”である資金繰表 (statement of cash provided and used) が定着している。

資金に関するいろいろな見解は、それぞれの目的に適合するよう選択されるが、制度会計上作成される変動表の基礎をなす資金概念は、一定の要件を具備するものでなければならないと思われる。

それは、少なくとも次のような内容であることが要求されよう。

- ① 単純明解な概念であること。
- ② 資金を構成する項目の範囲、およびその大きさの測定に客観性があること。

## わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

- ③ 情報提供能力が豊かであり、開示される情報が目的的であること。
- ④ 作成方法に一定のルール性を与え、容易に作成できること。

IASは以上の要件を踏えて、とりわけ支配的な地位を占めている資金概念である。

- a. 現金預金
- b. 現金預金および等価物
- c. 運転資本

の3つのうち、いずれかの意味に用いられることが多いと解説している<sup>(1)</sup>。

さらに上記以外の資金概念として“資金の増減とともになわない財務取引のすべてを包含するもの<sup>(2)</sup>”とした見解もある。

以下、上記の資金概念について検討してみる。

### (1) 現金預金を資金概念とする場合

現金預金とは、手持現金および当座預金であり、現金預金および等価物とは、手持現金および当座預金に短期の銀行預金を加え、短期の銀行借入金を控除したものである。

資金の概念を現金預金あるいは現金預金および等価物と理解すれば、変動表には売上債権、仕入債務、棚卸資産も資金の源泉または資金の使途として記載される。

現行の会計制度においては、満期日が決算期後1年以内に到来する預金は流動資産の部に記載しなければならない。しかし減債基金のように使途に制限のある預金は資金の有高には含まれない。

また有価証券については、市場性があり、決算期後1年以内に処分する目的で保有するものについては流動資産に含めるのが原則である<sup>(3)</sup>。

すなわち、流動資産に含まれる株式および社債は、財務分析上現金等価物として取扱われる。

IAS公開草案第14号「流動資産および流動負債<sup>(4)</sup>」によれば、流動資産に含まれる有価証券は「換金可能な有価証券で継続的所有の意図をもって保有している

わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充  
もの」がこれにあたるとしている。

多くの場合、現金として保有するよりも有利であるために、当座の資金計画において余裕のある資金を有価証券に投資する。それらは経営上の資金需要により、または短期資金の調達にあたり借り入れより有利な場合はいつでも換金可能な状態で保有される。したがって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に処分する目的で保有するものであるか否かというよりは、むしろ資金需要に応じて直ちに換金して営業に使用しうる資金であるかどうかにおいて、保有する有価証券の流動性を判定する基準を求めるのが会計上の国際的通念である。

### (2) 運転資本を資金概念とする場合

運転資本とは、流動資産から流動負債を控除した差額概念で、その変動をもたらす取引が資金取引として認識され変動表に記載される。

流動資産は、企業が営業循環期間内において債務の支払その他に利用可能な資金である。

流動負債は、流動資産によって支払われるべき債務であり、その意味で流動資産の使途を制限するマイナスの資金であるといえる。したがって、運転資本は企業の営業循環期間内において債務を弁済するための余裕資金を示すものといえる。

資金の概念を運転資本と定めれば、運転資本の金額に影響をおよぼす取引が資金の源泉または資金の使途として表示されるから、売上債権、仕入債務、棚卸資産など運転資本を構成する項目それ自体の増減は、資金の源泉または資金の使途として変動表のなかに記載されることはない。

この方法によれば、会社の流動性というよりは支払能力を評価し予測する場合において運転資本がもっとも重要な要因と考えられるのである。

### (3) すべての財務的資源を資金概念とする場合

この資金概念は、資金の具体的な内容を現金預金や運転資本をも含めて、すべての経営資金の調達および資金投下活動等、重要な部面を全体的に表示しようとするものである。

すなわち、1期間のすべての財務取引を財務変動を分析し、資金の源泉と資金

わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充  
の使途を均衡させるために用いられる。

現金預金または運転資本を資金として用いた場合、株式や社債を発行して固定資産を取得したり、転換社債または優先株式を普通株式に転換する取引等、企業の財務管理上重要な取引が変動表に表示されないことになる。

「すべての財務的資源」は、これらの取引をも資金取引として包含しようとする広義の資金概念である。

企業の資金調達活動 (financing activities) および資金投下活動 (investment activities) ならびに期中の財政状態の変動に関する情報は、財務諸表の利用者、とくに株主、債権者あるいは経営者が意志決定活動を行うにあたって不可欠なデータ (data) であると考えられる。

前例の株式または社債を発行して建物を取得することは財政状態に変動をおよぼす重要な投資活動であるが、現金預金または運転資本には影響をおよぼさないため、これらの資金投下活動は従来の資金運用表ではたびたび表示されないことがあった。

これに関して APB Opinion No. 19 は、現金預金または運転資本のいずれの資金概念を用いるにしても、財政状態に重要な変動をもたらす非資金取引はすべて変動表に開示されなければならないとしている。

このことは、ただちに APB Opinion No. 19 が「すべての財務的資源」を基本的な資金概念として推奨しているのではなく、むしろ変動表にどのような項目を含めるべきかについて指摘しているものと解すべきである。

以上、主な資金概念について検討したが、どの資金概念を選択するかによって変動表が開示する資金情報の重点は異なっていく。

そのため、「変動表の作成にあたって資金概念を特定し、これを継続的に適用することはきわめて重要であり、みだりに変更することは許されない<sup>(5)</sup>。」

#### 注

- (1) For purposes of this Statement, the term 'funds' generally refers to cash, to cash and cash equivalents, or working capital. In a statement of changes

## わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

in financial position the particular use of the term is made clear.

International Accounting Statements 7, Statement of Changes in Financial Position, 'Explanation 4' IASC, 1977.

(2) 'Reporting Changes in Financial Position' 8. The Accounting Principles Board Opinion No. 19, 1971.

(3) 商法計算書類規則第十一條

「取引所の相場ある株式及び社債（国債、地方債その他の債券を含む）で、決算期後1年以内に処分する目的で保有するものは流動資産の部に記載しなければならない。

.....」

(4) Current Assets, 25, (b)

Securities capable of being realised and not held with the intention of being retained.

Exposure Draft 14, July 1978, International Accounting Standard, Proposed Statement, Current Assets and Current Liabilities, International Accounting Standard Committee.

(5) 染谷恭次郎教授稿「財政状態変動表の開示」、産業経理、Vol. 39, No. 1, JAN, 1979, p. 4.

## 7 「変動表」の表示項目と様式

### 1. 項目の区分表示

変動表の様式、内容および用語について AICPA と IAS は、その目標達成のため異なる環境の下において弾力的取扱いの必要性を認めている<sup>(1)</sup>。

たとえば、運転資本様式は、資産および負債を流動および非流動に区分しない企業においては適切でない。それぞれの企業は、その状況においてもっとも情報力が強度である表示の方法を採用しなければならないとしている。

しかし、変動表がその目的とする情報を的確に開示するためには、資金の源泉と資金の使途を一定の科目に細分し、一定の秩序にしたがって配列・表示しなければならない。

AICPA および IAS は、企業の経営活動から得られた資金、またはこれに使用された資金 (funds provided from or used in operations) と、その他の活動

## わが国の会計上におけるディスクロージュ制度の拡充

による資金の源泉または使途 (other sources and uses of funds) との区分，ならびに企業の経常的活動に関連した経常項目と非経常的活動から生じた異常項目との区分表示を要求している。

### (1) 経営活動に関連する資金の源泉および使途

営業活動から生み出された資金を表示する方法には，大別して次の2つの方法がある。

- ① 企業の経営活動から得られた資金，またはこれに使用された資金を表示する場合に，まず当期に資金収入をもたらした収益項目と，当期に資金支出をもたらした原価および費用項目とを記載したうえで両者の差額としてこれを示す方法
- ② 企業の経営活動から得られた資金，またはこれに使用された資金を表示する場合，当期純利益（または当期純損失）ないしは経常利益を基礎として，これに当期中の非資金項目を加減して示す方法

### (2) 営業活動以外の資金の源泉と使途

営業活動以外から得られた資金と，営業活動以外に使用された資金と項目には，次のような損益以外の活動がふくまれる。

- (a) 固定資産の売却による収入
- (b) 固定資産購入のための支出
- (c) 現金，またはその他の資産による配当
- (d) 社債の発行および償還
- (e) 現金，またはその他の資産をもってする株式発行
- (f) 現金，またはその他の資産をもってする株式の償還または買取

### (3) 資金移動を伴わない財務取引

変動表に資金の移動を伴わない財務取引を記載するかどうかについて，記載すべきとする立場と，記載すべきでないとする立場がある。

IAS 7 および AICPA Opinion No. 19 は，前者の立場をとり，その例として転換社債の普通株式への転換，新株発行による固定資産の取得，固定資産の交換等をあげている。

## わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

### (4) 運転資本の各構成要素の変動表示

変動表において、その表示の基礎となる資金概念の構成項目の内訳変動は、変動表の本表においては表示されない。

しかし、運転資本を資金概念として採用した場合には、個々の運転資本項目の変動を示す明細を付表等をもって開示することが求められている。

#### 注

(1) "Reporting Changes in Financial Position" 9, The Accounting Principles Board Opinion No. 19, The American Institute of Certified Public Accountants, 1971.

"Statement of Changes in Financial Position" 22, International Accounting Standards Committee., 1977.

## 2. 表示様式

変動表は、1事業年度間における財政状態の変動の経緯が要約されて「資金の源泉および資金の運用」という形式によって表示される。

IAS 7 Presentation 18は、その例として次の2つの様式を示している。

### 様式1 資金の源泉額＝資金の運用額±資金の純増減額

これは、資金の源泉額の合計額と資金の運用額の合計額とを一致させる形式—貸借平均型

### 様式2 資金の源泉額－資金の運用額＝資金の純増減額

これは、資金の源泉額と資金の運用額との差額を、その表で使用した資金概念にしたがって、現金、現金および現金等価物、または運転資本の純増減額として表示する形式—残高型

このほか、資金の源泉額から資金の運用額を控除し、それに期首の現金、現金および現金等価物、または運転資本の残高を加えて期末の現金、現金および現金等価物、または運転資本の残高を表示する形式—残高照合型もある。

### 様式3 資金の源泉額－資金の運用額±資金の期首残高

以上の表示様式のうち、各項目を的確に表示するために、それぞれの企業にお

## わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

いて選択される。

したがって、いかなる資金概念のもとに、どのような表示様式を採用するかは、変動表が開示する資金情報を決定づける重要な要素である。

ここで、設例をもとに、もっとも一般的な資金概念である現金預金、運転資本、すべての財務的資源の3つにもとづいて、前述の項目の区分方法と、それぞれの表示様式による変動表を作成してみる。

### 〔設例〕 1

次の期首および期末の貸借対照表と、損益計算書にもとづいて現金預金、運転資本、すべての財務的資源を資金概念とする変動表を作成せよ。

貸借対照表		貸借対照表	
昭和〇年1月1日		昭和〇年12月31日	
現金	預金 150	買掛金 130	現金 190
繰越商品	110	借入金 40	買掛金 130
建物	250	建物減価 30	建物 120
		償却引当金 30	借入金 360
		資本金 310	貸倒引当金 20
			資本金 370
			当期純利益 40
	510	510	800
			800

損益計算書	
自 至	昭和〇年1月1日 昭和〇年12月31日
売 上 原 価	400
販売費・一般管理費	40
営業外費用	10
その他の非資金費用	50
(減価償却費 (貸倒引当金)	30 20
当期純利益	40
	540
	540

わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

〔解答〕

株式会社○○

財政状態変動表（現金預金型Ⅰ）

昭和○年12月31日

科 目

資金の源泉

1. 営業活動から得られた資金

当期純利益	40
減価償却費	30
貸倒引当金繰入	<u>20</u> 90

2. 買掛金の増加 100

3. 借入金の増加 40

4. 株式の発行 60 290

資金の運用

1. 売掛金の増加 130

2. 商品の増加 10

3. 建物の購入 110 250

現金預金の増加 40

株式会社○○

財政状態変動表（現金預金型Ⅱ）

昭和○年12月31日

科 目

資金の源泉

1. 売上高 410

2. 借入金の増加 40

3. 株式の発行 60 510

資金の運用

1. 仕入高 310\*

2. 販売費・一般管理費 40

わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

3. 営業外費用	10
4. 建物購入	<u>110</u>
現金預金の増加	<u>40</u>

$$*(110+x) - 120 = 400$$

$$x = 410$$

$$410 - 100 = 310$$

株式会社〇〇

財政状態変動表（運転資本型）

昭和〇年12月31日

資金の源泉

1. 営業活動から得られた資金

当期純利益	40
減価償却費	30
貸倒引当金繰入	<u>20</u> 90

2. 借入金の増加

3. 株式の発行

60 190

資金の運用

1. 建物の購入	110	<u>110</u>
運転資本の増加		<u>80</u>

運転資本項目変動の分析表

	1月1日	12月31日	増 減
現金預金	150	190	40
売掛金		130	130
商品	110	120	10
買掛金	<u>130</u>	<u>230</u>	(-)100
運転資本	<u>130</u>	<u>210</u>	<u>80</u>
流动比率	<u>200%</u>	<u>191%</u>	
当座比率	115%	139%	

わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

株式会社〇〇

財政状態変動表（すべての財務的資源型）

昭和〇年12月31日

科 目

資金の源泉

1. 営業活動から得られた資金

当期純利益	40
減価償却費	30
貸倒引当金繰入	<u>20</u>
	90
2. 買掛金の増加	100
3. 借入金の増加	40
4. 株式の発行	<u>60</u> <u>290</u>

資金の運用

1. 現金預金の増加	40
2. 売掛金の増加	130
3. 商品の増加	10
4. 建物の増加	<u>110</u> <u>290</u>

設例によるように、営業活動から得られた資金を表示する方法として①当期中に資金の増減とともに収益項目と費用項目を示し、その差額として示す方法と②当期純利益または経常利益を基礎として当期中の非資金項目を加減して示す方法とがある。

JICPA の会計制度委員会は、その表示例として、①に該当するものとして〔表-2〕を示し、②に該当するものとして〔表-3〕（当期純利益を基礎とするもの）と〔表-4〕（経常利益を基礎とするもの）を掲げている。

わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

[表-2]

財政状態変動表  
現金損益型(I)

(単位:円)

科 目	自昭和50年4月1日 至昭和51年3月31日		自昭和51年4月1日 至昭和52年3月31日		
<b>資 金 の 源 泉</b>					
営業活動から得られた資金					
資金の増加を伴う収益					
売 上 高	59,387		69,853		
営 業 外 収 益	<u>1,591</u>	60,978	<u>2,248</u>		
			72,101		
資金の減少を伴う費用					
売 上 原 価	40,212		50,166		
販売費及び一般管理費	9,051		10,483		
営 業 外 費 用	<u>1,587</u>	<u>50,850</u>	<u>1,483</u>		
(差 引)		10,128			
			9,969		
その他の資金					
長期貸付金の回収(純額)		36	1,492		
新規の長期借入金		75	68		
有形固定資産売却代金		12	15		
投資有価証券売却代金			160		
機械購入のための長期支払手形の振出			120		
割引手形の増加		<u>60</u>	<u>110</u>		
(合 計)	<u>10,311</u>		<u>11,934</u>		
<b>資 金 の 運 用</b>					
有形固定資産の購入		453	1,164		
投資有価証券の購入		398	347		
長期借入金の返済		104	36		
短期借入金の返済(純額)		470	40		
有価証券の増加		3,445	5,919		
未収入金の増加		2,066	450		
法人税等支払額		2,672	2,651		

わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

配当金（中間配当金を含む）支払額	720	540
役員賞与金支払額	20	28
（合 計）	<u>10,348</u>	<u>11,175</u>
現金預金の増加（減少）	<u>(37)</u>	<u>759</u>

〔表-3〕

財政状態変動表  
(運転資本型)

(単位：円)

科 目	自昭和50年4月1日 至昭和51年3月31日	自昭和51年4月1日 至昭和52年3月31日
資金の源泉		
当 期 利 益	2,811	4,214
資金に関係しない費用（収益）		
減 価 償 却 費	778	675
有形固定資産売却損	36	23
退職給与引当金純繰入額	300	202
長期貸付金の貸倒引当金繰入額		20
投資有価証券売却益		(98)
特別償却準備金取崩額	(306)	(306)
価格変動準備金繰入額又は取崩額	<u>(141)</u>	<u>81</u>
営業活動から得られた資金合計	3,478	4,811
有形固定資産売却代金	12	15
投資有価証券売却代金		160
長期貸付金の回収（純額）	36	1,492
新規の長期借入金	75	68
機械購入のための長期支払手形の振出		120
（合 計）	<u>3,601</u>	<u>6,666</u>
資金の運用		
有形固定資産の購入	453	1,164
投資有価証券の増加	398	347
長期借入金の減少	36	42

わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

配 当 金	720	540
役員賞与金	<u>20</u>	<u>28</u>
(小計)	1,627	2,121
運転資本増加額	<u>1,974</u>	<u>4,545</u>
(合計)	<u>3,601</u>	<u>6,666</u>

運転資本項目変動の分析

流動資産の増加(減少)

現金及び預金	(37)	759
受取手形及び売掛金	(340)	(378)
有価証券	3,445	5,919
たな卸資産	(4,551)	2,919
前払費用及び未収入金	<u>2,350</u>	<u>855</u>
(小計)	<u>867</u>	<u>10,074</u>

流動負債の減少(増加)

支払手形及び買掛金	500	(2,841)
短期借入金及び一年以内に返済される長期借入金	538	34
未払費用	(304)	(561)
法人税等引当金及び事業税等引当金	<u>373</u>	<u>(2,161)</u>
(小計)	<u>1,107</u>	<u>(5,529)</u>
運転資本増加額	<u>1,974</u>	<u>4,545</u>

[表-4]

財政状態変動表  
現金預金型(Ⅱ)

(単位:円)

科 目	自昭和50年4月1日 至昭和51年3月31日	自昭和51年4月1日 至昭和52年3月31日
-----	---------------------------	---------------------------

資金の源泉

営業活動から得られた資金

経営利益	4,825	8,182
------	-------	-------

資金に関係しない項目

加 算:

わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

減価償却費	778	675
退職給与当金の純繰入額	300	202
事業税引当金の増加(減少)	(126)	544
貸倒引当金繰入額	12	27
支払手形及び買掛金 の増加(減少)	(500)	2,841
未払費用の増加	<u>304</u>	768
		<u>561</u>
		4,850
減 算 :		
受取手形及び売掛金 の増加(減少)	(268)	(261)
未収入金の増加	454	413
たな卸資産の増加(減少)	(4,551)	2,919
前払費用の増加(減少)	<u>(170)</u>	<u>4,535</u>
		<u>( 8 )</u>
		<u>△3,063</u>
	10,128	9,969
長期貸付金の回収(純額)	36	1,492
..... (現金預金型 (I) に同じ, 略)		
割引手形の増加	<u>60</u>	<u>110</u>
(合 計)	10,310	11,934
資金の運用		
有形固定資産の購入	453	1,164
..... (現金預金型 (I) に同じ, 略)		
役員賞与金支払額	<u>20</u>	<u>28</u>
(合 計)	<u>10,348</u>	<u>11,175</u>
現金預金の増加(減少)	(37)	759
現金預金期首在高	<u>4,950</u>	<u>4,913</u>
現金預金期末在高	<u>4,913</u>	<u>5,672</u>

次の〔表-5〕として示した現金預金型 (III) の例は、基本的には①のパターン (pattern) に属するが、手法として②の資金の増減をともなわない項目を加減する方法を探っている。

わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

〔表-5〕

財政状態変動表  
現金預金型(Ⅲ)

(単位:円)

科 目	自昭和50年4月1日 至昭和51年3月31日	自昭和51年4月1日 至昭和52年3月31日
<b>資 金 の 源 泉</b>		
<b>営業活動から得られた資金</b>		
<b>資金の増加を伴う収益</b>		
売 上 高	59,119	69,592
営 業 外 収 益	2,045	2,661
受取手形及び売掛金の減少	268	261
未収入金の増加	△ 454	60,978     △ 413     72,101
<b>資金の減少を伴う費用</b>		
売 上 原 価	45,398	51,100
販売費及び一般管理費	9,305	11,450
営 業 外 費 用	1,636	1,521
支払手形及び買掛金 の減少(増加)	500	△2,841
たな卸資産の減少(増加)	△4,551	2,919
未払費用の増加	△ 304	△ 561
前払費用の減少	△ 170	△ 8
貸倒引当金繰入額	△ 12	△ 27
事業税引当金の減少(増加)	126	△ 544
退職給与引当金の純繰入額	△ 300	△ 202
減 価 償 却 費	△ 778	50,850     △ 675     62,132
(差 引)		10,128     9,969
法人税等支払額		2,672     2,651
(再差引)		7,456     7,318
長期貸付金の回収(純額)	36	1,492
.....(現金預金型(Ⅰ)に同じ、略)		
割引手形の増加	60	110
(合 計)	7,639	9,283
<b>資 金 の 運 用</b>		

わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

有形固定資産の購入	453	1,164
..... (現金預金型 (I) に同じ, 略)		
役員賞与金支払額	20	28
(小 計)	7,676	8,524
現金預金の増加(減少)	(37)	759
(合 計)	<u>7,639</u>	<u>9,283</u>

次に連結財政状態変動表については、わが国企業の作成例をみると、連結子会社において個別財政状態変動表を作成し、それを連結する直接法によらないで、連結貸借対照表を基礎に、連結財政状態変動表を作成する間接法によっている場合が一般的のようである。それは、わが国の証券取引法にもとづく連結財務諸表制度のもとでは、連結財政状態変動表の作成義務がないためであろう。

次に協会答申の表示例〔表-6〕を示す。

〔表-6〕

連結財政状態変動表  
(運転資本型)

(単位: 円)

科 目	自昭和50年4月1日 至昭和51年3月31日	自昭和51年4月1日 至昭和52年3月31日
資金の源泉		
当 期 利 益	2,656	4,059
資金に関係しない費用(収益)		
減 値 償 却 費	778	675
連結調整勘定償却	190	150
有形固定資産売却損	36	23
小 数 株 主 損 益	155	200
退職給与引当金純繰入額	300	202
特別償却準備金取崩額	(306)	(306)
価格変動準備金繰入額(取崩額)	(141)	81
持分法による投資利益	(150)	(160)
営業活動から得られた資金合計	3,518	4,924
有形固定資産売却代金	12	15

わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

長期貸代金の回収（純額）	36	1,512
長期借入金の増加	75	68
機械購入のための長期支払手形の振出		120
<u>子会社取得による少数株主持分の増加(注)</u>		<u>170</u>
(合 計)	<u>3,641</u>	<u>6,809</u>
<b>資 金 の 運 用</b>		
有形固定資産の取得	453	1,164
投資有価証券の増加	398	335
長期借入金の減少	36	42
配 当 金	720	540
役 員 賞 与 金	20	28
<u>少数株主に対する現金配当</u>	40	55
<u>子会社取得による連結調整勘定の増加(注)</u>		<u>100</u>
(小 計)	<u>1,667</u>	<u>2,264</u>
運転資本増加額	<u>1,974</u>	<u>4,545</u>
(合 計)	<u>3,641</u>	<u>6,809</u>
<b>運転資本項目変動の分析</b>		
流動資産の増加（減少）		
..... (略) .....		
未 払 費 用	(304)	(561)
法人税等引当金および事業税等引当金	<u>373</u>	<u>(2,161)</u>
	<u>1,107</u>	<u>4,529</u>
運転資本増加	<u>1,974</u>	<u>5,545</u>

(注) 昭和52年3月31日終了年度において子会社の取得にさいし取得した純資産および支払った対価の概要

<u>取得した純資産</u>	<u>支払った対価</u>
固 定 資 產	370
固 定 負 債	△ 40
運 転 資 本	<u>350</u>
	680
差引少数株主持分	<u>△ 170</u>
	<u>510</u>
	運 転 資 本 <u>610</u>

## わが国の会計上におけるディスクロージュ制度の拡充

以上の変動表のうち、協会答申の表示例（表2～表6）は、すべて同一の基礎的財務諸表にもとづいて作成されたものである。

変動表の作成方法には、勘定記録との関連における直接法による場合と、他の財務諸表の数値を基礎とする間接法による場合とがあり、資金フローの把握法によっては総額法と純額法とがある。

ここに直接法とは、わが国の「企業会計原則」一般原則の二に規定する正規の簿記の原則にしたがって、常備される会計帳簿記録をもとに変動表を作成する方法であり、間接法とは、貸借対照表や損益計算書、利益処分計算書その他の基礎資料に修正作業を施して作成する方法である。

次に総額法とは、表示されるべき項目の一部または全部を相殺することなく各項目の金額を独立表示する方法であり、純額法とは相関連する項目の増減額の一部または全部を相殺して、その差額をもって表示する方法である。〔表-2〕で示した変動表は、直接法による場合にも適合しうる作成方法であり、総額法による表示例である。

〔表-5〕で示した表示例は、間接法により作成し、総額法にしたがったものである。

前述のように JICPA の会計制度委員会が公表した表示例は、間接法によって作成されたものであるが、それをもって直接法による作成を否定しているものではないと考える。

いずれの方法によるかは、両者の資金情報開示能力に照準を合わせて決めるべきであろう。

変動表を基本財務諸表として位置づける場合、他の財務諸表が誘導法によって作成されている現代会計手法において、間接法による作成法は正規の簿記の原則に抵触するとの見解に対して、筆者は、その見解を否定するものではないが、変動表は、情報利用者の企業に対する、より多様な会計情報の提供を要請する結果として登場したものであるから、作成方法に関する正規の簿記の原則の厳格な適用より、変動表の目的である有用なる資金情報の提供能力に重点をおき、より機能的、且つ簡便な方法を選択することが合理的であると考える。

## 8 わが国における「変動表」の開示

### 1. 現段階における資金情報の開示状況

わが国の会計制度は、測定対価 (measured consideration) の原則にもとづく発生主義と実現主義による期間計算の上に成立しており、費用、収益の認識 (recognition) と測定 (measurement)，その後の部門間の振替え、会計期間相互間に再配分する処理手続は、近代会計が適正な期間損益計算を行うために編み出した簿記会計固有の機能にほかならない。こうした機能を駆使して、企業の一会計期間の経営成績と、一定時点における財政状態を計算確定し、その結果を定型化された財務諸表を媒体として情報利用者に報告することが会計の本来の目的である。

さらに、経営活動の過程における資金の調達（流入）と運用（流出）を対照表示することによって、一定期間内の資金の変動を動態的に把握することが可能となる。そによって、企業の流動性ないしは支払準備力を判定する上で、きわめて有用な資料が得られる。

既述のように、アメリカをはじめとする世界的主要国において、変動表は財務諸表体系の1つの柱となっており、損益計算書および貸借対照表と同列的重要性が与えられている。

こうした状況下にあって、わが国の制度化への対応が遅れていることは、きわめて遺憾なことといわなければならない<sup>(1)</sup>。

むしろ、自己資本比率、流動比率、配当性向など、企業の安定性の指標ともいうべき比率が、外国に比べて低いわが国においてこそ、制度化への緊急性が大であることに言及しておかなければならないと考える。

現在わが国においては、1977年（昭和52年）4月1日以降開始した事業年度の決算から、連結会計制度が適用され、証券取引所上場会社のうち、ADR等の発行会社がSEC等の基準にしたがって連結財務諸表を作成している場合には連結財務諸表規則附則第3号の規定により、当分の間、大蔵大臣が適当と認める場合に

わが国の会計上におけるディスクロージュ制度の拡充

[表-7] 大日本印刷(株)

連結財政状態変動表

△印減 (単位: 百万円)

摘要	要	自昭和51年6月1日 至昭和52年5月31日	自昭和52年6月1日 至昭和53年5月31日
資金の源泉			
当期純利益		14,172	15,031
資金に關係のない損益項目			
有形固定資産減価償却費		11,881	12,101
有形固定資産処分損益		△357	334
退職給与引当金繰入額		1,833	1,608
少数株主持分に属する利益		431	489
非流動性繰延税金		668	△456
非連結子会社及び関連会社の実価修正分		126	132
その他の		△787	267
営業活動によって調達の運転資本		27,967	29,506
株式の公募(注C-8)		8,025	—
固定負債の増加		610	587
転換社債の転換による資本金及び資本準備金の増加(注C-8)		2,364	3,102
有形固定資産処分による収入		3,463	3,253
投資有価証券処分による収入		1,101	56
合計		43,530	36,504
資金の運用			
配当金(注C-7)		3,164	3,532
投資及び貸付金の増加		1,733	3,659
有形固定資産の増加		16,564	12,814
長期借入金の分割返済		6,854	11,016
転換社債の転換(注C-8)		2,364	3,102
退職金の支出		1,672	1,124
その他の		62	255
運転資本の増加額		11,117	1,002
合計		43,530	36,504
一運転資本項目変動分析一			
流动資産の増減			
現金及び預金		1,603	△3,415
受取手形及び売掛金		13,044	11,717
棚卸資産		1,363	△273
その他の流动資産		1,217	△40
合計		17,227	7,989
流动負債の増減			
短期借入金		442	△711
償還期長期借入金		△702	△1,478
支払手形及び買掛金		7,560	6,336
未払費用		709	△386
未払法人税等		△2,342	2,967
その他の流动負債		443	259
合計		6,110	6,987
運転資本の増加額		11,117	1,002

わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

限り、当該連結財務諸表をわが国の制度上の連結財務諸表として提出することが認められている。したがって連結財政状態変動表もそれらの会社において作成開示されている。その1例をかかげると〔表-7〕のとおりである。

しかし、その数は、一部優良企業の30数社にすぎない。

次に、現在わが国にあっては、資金繰の実務の必要性から、また金融機関が貸付先に対してその提出を求めている関係上、ほとんどの企業において資金繰表の作成実務が定着している。

資金繰表は、資金不足を事前に防止するために資金計画のもとに予定表が作成

〔表-8〕 資金繰（実績）表  
(自 昭和 年 月 日)  
(至 昭和 年 月 日) (単位：百万円)

科目		月別	昭和 年 月		合 計
前 月 (期) 繰 越					
営 業	取 収	売 手 割 引			
	期 日 取 立				
	入 収 入				
	そ の 他				
		計			
資 金	支 支	材 料 費			
	同 同	支 手 決 済			
	人 人	手 件 費			
	製 製	造 経 費			
	販 売	・管 理 経 費			
	出 支 出				
資 本 資 金	税 金	・配 当			
	そ の 他				
		計			
	收 支 尻				
	財 短 期 借 入 金				
	務 同 返				
運 転 資 金 収 支 尻					
資 本 資 金	設 設	備 費			
	同 同	支 手 決 済			
		計			
	財 長 期 借 入 金				
	務 同 返				
	資 本 資 金 収 支 尻				
総 合 収 支 尻					
翌 月 (期) 繰 越					

わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

〔表-9〕 資金繰（実績）表 (自 昭和 年 月 日) (至 昭和 年 月 日) (単位：百万円)

科目	月別	昭和 年 月		合 計
経常収支	売掛金回収			
	手形取立			
	割引手形期日落			
	前受金			
	受取利息・配当金			
	雑収入			
	[収入計]			
	買掛金決済			
	支払手形決済			
	前渡金			
	人件費			
	経費			
	支払利息・割引料			
	雑支出			
	[支出計]			
決算出	経常収支戻(A)			
	税金			
	配当・役員賞与			
	(計) (B)			
	(A) - (B) = (C)			
設備資金収支	設備売却代			
	投融資回収			
	増資・社債			
	長期借入金			
	その他の			
	[収入計]			
	設備費			
	投融資			
	長期借入金返済			
	その他の			
	[支出計]			
	設備資金収支戻(D)			
	合計 (C)+(D)=(E)			
短期財務支	短期借入金			
	短期借入金返済			
	割引手形			
	割引手形期日落			
	(計) (F)			
	総合収支戻(E)+(F)			
	前月(期) 繰越高			
	(うち拘束性預金)			
	翌月(期) 繰越高			
	(うち拘束性預金)			

わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

(参考)

売 仕 主定 要残 勘高	上 入 支 割 短 期	高 高 形 手 形 借 入				

され、それにもとづく資金管理の結果としての実績表が作成される。

それによって、企業における資金需要の根拠、当該項目に係る金額の妥当性、資金使途の確認、返済能力の裏付け等が明確に開示されるはずであるが、有価証券報告書に記載されている資金繰表の様式および記載内容は、必ずしも統一されておらず、各企業において多様なスタイル (style) を採用している。

したがって、その作成方法においても複式簿記特有の体系的、組織的記録にもとづいて誘導法によって作成される場合は、きわめて少ないので実情のようである。

一般的に資金繰表は、当該年度を4半期毎に百万円単位で、収入の部と支出の部に区分して記載される〔表-8〕、〔表-9〕。

しかし、有価証券報告書等に記載されている実際の資金繰表は、その表示科目数等において大幅に簡略化されており、開示情報の利用価値は著しく減殺されている。

その一例を掲げれば〔表-10〕の通りである。

「資金繰実績」と同じく有価証券報告書等に掲載される「資金計画」は、最近の資金繰実績として示した最終の月の翌月以降6か月程度（4半期毎）を、資金繰実績の記載に準じて開示することになっている。

わが国における変動表の制度化への動きは、1977年のIAS7「財政状態変動表」の公表をうけて、JICPA会計制度委員会の「財政状態変動表について」と題する制度化に際して採用すべき作成基準が1978年（昭和53年）4月10日付で答申されたことである。

協会「答申」は、2つの主要部分から成り、目的、表示様式、資金概念、表示

わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

[表-10] 旭光学工業㈱

3. 資金繰状況

(1) 最近の資金繰実績

(単位：百円)

項目	期間	52年	52年	52年	53年	計
		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	
前月緑越高		5,498	5,871	5,147	4,976	5,498
収入の部	営業収入	5,019	6,653	7,788	8,297	27,757
	割引手形	3,750	4,114	2,996	1,750	12,610
	借入金	1,678	1,360	1,300	0	4,338
	その他	280	286	181	679	1,426
	収入合計	10,727	12,413	12,265	10,726	46,131
支出の部	原材料・外注加工費及び仕入高	5,509	6,101	6,608	6,532	24,750
	人件費	1,234	2,354	2,222	1,282	7,092
	設備費	203	922	267	276	1,668
	借入金返済	1,849	2,022	1,600	676	6,147
	支払利息・割引料	130	157	117	220	624
	配当金	103	221	0	0	324
	税金	188	0	358	0	546
	諸経費他	1,138	1,360	1,264	1,173	4,935
	支出合計	10,354	13,137	12,436	10,159	46,086
	翌月緑越高	5,871	5,147	4,976	5,543	5,543

- 注 1. 営業収入には物品税を含んでいます。  
 2. その他の収入の内訳は、受取利息、受取配当金、有価証券利息、雑収入等です。  
 3. 借入金及び借入金の返済には手形書換分は含んでいません。  
 4. 諸経費の中には物品税、その他税金を含んでいます。

項目についてのべた上で、具体的な作業基準を示している。

さらに、付録として、数種の変動表の作成例を示している。

しかし、制度化にあたっての意見は何らのべられていない。その部分は、企業会計審議会の領域に属するとの配慮がなされたものと推測される。その意味でも企業会計審議会は、早急に制度化に向けて審議を開始すべきであると考える。

## わが国の会計上におけるディスクロージュ制度の拡充

### 注

(1) IAS 7「財政状態変動表」は、1977年10月に公表され、その発効日が1979年1月1日以降に開始する期間とされた理由は、その間を制度化のための準備期間としたものと考えられる。

わが国では、1978年（昭和53年）4月に「財政状態変動表について」と題する協会「答申」がなされただけで、現在のところ企業会計審議会からは、制度化に関する何らの見解も発表されていない。

### 2. 変動表の制度化への問題点

わが国の会計制度は、企業の経営多角化、国際化に対応するために連結会計制度を導入し、さらにディスクロージュ制度の拡充へ向けて、変動表の制度化について議論を展開している。

わが国に変動表を導入するにあたり、当面問題となる点として次の3点を指摘することができる。

- (1) 資金概念の拡大と財務諸表体系との関連
- (2) 適用上の範囲
- (3) 資金繰表等との調整

(1)は、資金概念の拡大と変動表の作成手続に基づいて生ずる問題である。

現在、証券取引法上の規定にもとづき、主として経営管理の手段としての内部的資料として作成されている資金運用表（資金繰表、資金計画表）は、財務諸表としての定型化された様式、記載内容を備えておらず、そこで用いられる資金概念も利用目的に応じて定めている。

たとえば、短期の資金繰表は現金預金を資金とし、中（長）期の資金計画表は運転資本を資金としているのが一般的である。

〔表-10〕において示した旭光学工業㈱の資金繰表は、たんなる資金（現金）収支計算書の域をでないものであり、これでは情報利用者の意志決定に役立つ企業の外部報告書とはなり得ない。

そこで、外部の利害関係者に対して公表するフォーマル（formal）な報告書となるためには、伝統的資金概念を拡大し、非資金取引をも記載事項として捉える

わが国の会計上におけるディスクロージュ制度の拡充  
必要がある。

資金概念が何であれ、当該資金に直接変動をもたらさない財務、投資活動も資金の変動をもたらす同質性または類似性に視点をおいて、みなし資金取引として変動表に記載しなければならない。

すなわち、わが国における現在の資金収支を対象とする思考から、財政状態の変動を対象とする思考への転換を行うことにより、資金運用表に代わる変動表の開示制度導入が可能になるものと考える。

次に、変動表を制度化した場合、財務諸表のたんなる補足資料として位置づけるのか、あるいは、基本財務諸表の1つとして、その作成を義務づけるのか、その場合、どの範囲の株式会社に適用するのかは議論の分かれるところである。

その取り扱いとして次の2つが考えられる。

- ① 財務諸表の付属明細表として位置づける
- ② 基本財務諸表の体系のなかに位置づける

まず、①の財務諸表の付属明細表として開示する場合には、まず企業会計審議会の結論を得て、証券取引法の規定によって提出される有価証券報告書等における財務諸表の体系上、財務計算に関する書類としての付属明細表の1つとして取り扱われることになる。

②の基本財務諸表として取り扱う場合も、まず企業会計審議会において、制度化および会計基準についての審議を行わなければならない。さらに商法上の計算書類として損益計算書および貸借対照表と同列性を与えるためには、法務省商法部会において、商法の本法改正のための審議を行わなければならない。

以上、①、②を比較して、筆者はまず制度化するためのワン・ステップ（one-step）として①の方法により制度化し、早急に②へ移行すべく、しかるべき機関において法改正のための審議に着手することを望みたい。

その第1の理由は、過去のわが国における各種の法改正または立法化のための審議期間が、かなりの長期間を要しているため、早期に制度化を図るために、まず①によることが得策と考えられる。

## わが国の会計上におけるディスクロージュ制度の拡充

審議期間が短期に失して内容が不十分であっては困るが、変動表については、現時点においてすでに制度化の段階に達しているものと考える。

第2の理由は、変動表を基本財務諸表の体系に含めた場合、監査の対象となり、変動表に対する監査上の問題が新たに生ずる。その結果、監査基準等の作成にかなりの期間を要するため、ますます制度化への道は遠くなり、わが国の会計制度が国際的レベル（level）に立ち遅れる結果になりかねない。

第3の理由は、現在の基本財務諸表である損益計算書、貸借対照表の作成が、勘定記録を基礎資料とする誘導法によっているのに対して、変動表は、財務分析の手段として作成されてきた経緯もあって、その作成方法が日常の帳簿記録を基礎資料とせず、他の財務諸表の数値を精算表上において、修正、加工を加える作成方法を採用していることがある。すなわち、企業会計原則の正規の簿記の原則にもとづく誘導法によらないことを理由として、変動表を基本財務諸表の体系に位置づけることに対して疑問を唱える見解がある。

筆者は、既述のようにその見解の根拠を否定するものではないが、変動表を、ディスクロージュにもとづく情報論的視点に重点をおいて観察した場合、その作成構造面の矛盾をカバー（cover）するに値する独自の情報提供機能を有し、また他の財務諸表の連結器としての機能も果す有用な財務諸表であると考える。

(2)は、変動表が制度化された場合、その適用範囲を商法の適用下にあるすべての会社とするか、あるいは一定規模以上の株式会社とするかの問題である。

筆者は、ディスクロージュが証券取引法を貫く立場に立つ限り、資本の額が5億円以下の証券取引所に上場している有価証券の発行会社、および店頭売買有価証券を発行するすべての会社に対して、その作成・開示を義務づけるべきであると考える。

ほかに、変動表を会計監査人の監査の対象となる資本の額が5億円以上の株式会社の計算書類の体系に導入すべきであるとする見解があるが、大企業の倒産が、中小関連会社の業績悪に起因する場合も多くみられることから、この見解には賛同しかねる。

## わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

(3)は、証券取引法にもとづく資金繰表と変動表との調整問題であるが、結論的にいうならば、筆者は資金繰表に加えて屋上屋を重ねることなく、資金繰表を発展的に解消させた上で変動表の作成を要望する。

既述のように、資金繰表は歴史的にみて経営管理のための内部的資料として、その作成実務が定着しているものであり、変動表とは記載される活動範囲、項目の区分表示の相違、あるいは、損益計算書および貸借対照表との関連が不明確である等の点において、変動表とは機能的に異質なものである。

したがって、新たな目的と機能を備えた報告書として変動表の作成を義務づけることが、ディスクロージュア制度の拡充の方向に沿ったものと考える。

## おわりに

17世紀以降、企業の規模は世界的に拡大化の一途をたどり<sup>(1)</sup>、それにともなう有価証券市場の発達は、企業の資本調達の方途に大幅な拡大をもたらした。その結果、企業に対する利害関係者が増大し、それまでややもすると軽視されがちであった企業の報告制度に関する原則や法律の制定がにわかに活発化した。

わが国においては、1899年（明治32年）の商法制定を皮切りに、1948年（昭和23年）の証券取引法、翌1949年（昭和24年）の企業会計原則の設定とつづき、1977年（昭和52年）には、長年の課題であった連結財務諸表の証券取引法上の制度化および中間財務諸表の制度化等、わが国の会計制度化は、国際水準に大きく近づいたということができよう。

さらに、それを推し進める意味で、すでにアメリカでは制度化されている（1976年3月23日付、ASR 190号）物価変動会計およびセグメント別財務報告の導入についても、研究者と実務家がそれぞれの領域内の主張に終始することなく‘誰がためのディスクロージュアなのか’という原点に立ち戻って、本質と必要性に対する共通の認識をもって対処することを望みたい。

特に物価変動会計については、1977年6月にIASCから‘Accounting Responses to Changing Prices’と題する会計基準が公表されている。

## わが国の会計上におけるディスクロージュア制度の拡充

私見ではあるが、企業側の土地等に対する保有税（評価税）に関する不安材料は、税制上の問題であり、課税されるとしても、その課税方法は幾通りも考えられる。

要は、ディスクロージュアに対する自覚と認識の問題に帰することであり、企業の経営者においては、自国の内外を問わず共存共栄の精神を以て臨むことが、自社の発展、延いては国民経済繁栄の核となることを認識しなければならない。

一方、投資者においては、いたずらに射幸的な投機に走ることなく、正常な投資態度の自覚に努めることがディスクロージュア制度の拡充とともに必要なことである。

### 注

- (1) 17世紀初頭、大資本を擁した株式結合会社 (joint stock company) が組織され、それがイギリス東印度会社、オランダ東印度会社、ハドソン湾会社等の大会社の設立さらには当時のイギリスにおける証券投資ブームを巻き起こす原因となった。